

# 大阪府における児童虐待防止対策の今後の課題と対応策

## 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課

### 1 大阪における児童虐待の現状

大阪府の児童虐待処理件数は全国で最も多く、全体の約1割を占めています（資料1）。その要因としては、市町村における児童虐待防止ネットワークの設置率が大阪府内では100%（全国では約4割）であることなどから、児童虐待を早期に発見できるシステムが、市町村において効果的に機能していることが考えられます。しかしながら、その一方では、府内において死亡に至る重篤な事件が発生するなど、児童虐待対策はこれまでに増して重要な課題であるといえます。

資料  
①

虐待に関する相談処理件数の推移

	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)
全 国	6,932件	11,631件	17,725件	23,274件	23,738件	26,569件
大阪府	575件	1,167件	1,602件	2,365件	2,488件	2,782件
全国比	8.3%	10.0%	9.0%	10.2%	10.5%	10.5%

\*大阪府は、人口比では全国の約5%となっているが、虐待に関する相談処理件数はほぼ10%を占めている。

### 2 緊急提言後の取り組み

大阪府では、大阪府児童虐待問題緊急対策検討チームによる5つの緊急提言項目を踏まえ、児童虐待の防止に向けた方策の具体化を進めてきました（資料2参照）。提言内容は、①複雑多様化する子ども家庭相談への対応の基本の徹底、②子ども家庭センターの組織体制の強化、③職員の資質向上のための取り組み、④虐待対応の総括的組織の必要性和第三者的視点の導入、⑤地域における関係機関との連携というものでした。

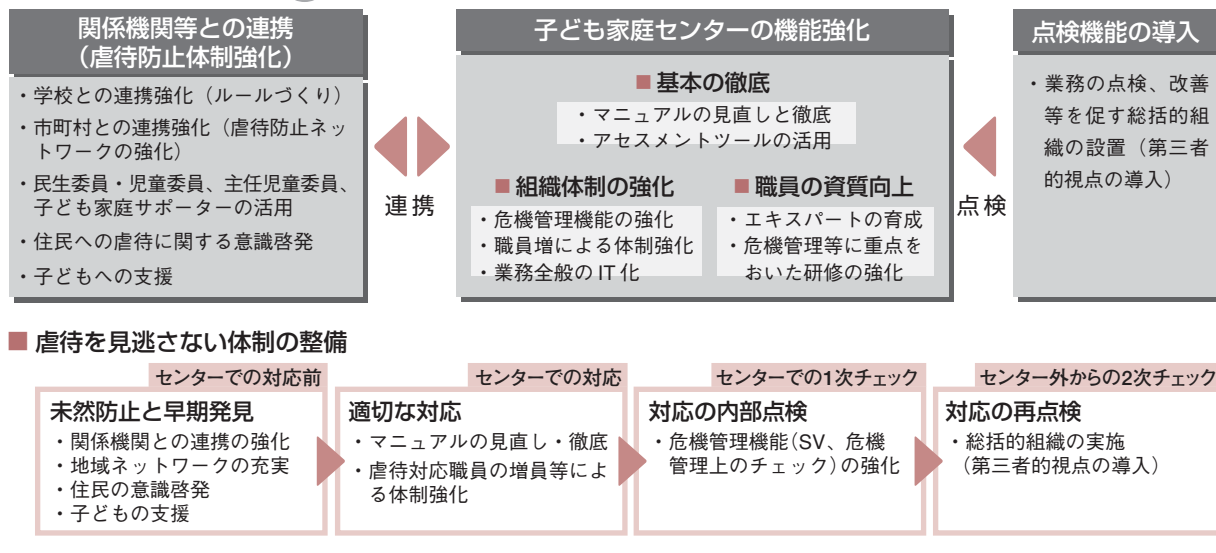
特に、府内7ヶ所の子ども家庭センターは、児童福祉法第15条の規定に基づく児童相談所として、児童虐待への対応において重要な役割を担っておりますことから、緊急提言で示されました具体的方策に基づき、さらなる機能強化を図っているところです。

### 3 児童虐待防止法ならびに児童福祉法の改正

児童虐待防止対策の根拠とも言うべき、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「防止法」といいます。）

資料  
②

緊急提言 ～虐待防止に向けた具体的方策～



と児童福祉法（以下、「児福法」といいます。）が児童虐待防止対策の強化の観点から改正されました（資料3、4）。防止法では、児童虐待の定義が見直され、同居人による虐待行為を保護者が放置することや児童の目の前でされるドメスティックバイオレンス（配偶者間の暴力）が児童虐待に含まれるとともに、通告義務が児童虐待を受けたと思われる児童に拡大されました。これらの改正は、児童虐待をより早期に発見し、子どもの安全確保について適切な対応を求めるものといえます。

また、児福法では、市町村や児童相談所の児童相談における役割の明確化が図られるとともに、要保護児童に関する情報交換等を行う協議会（要保護児童対策地域協議会）として、児童虐待防止のネットワーク会議が規定されました。

#### 4 児童虐待事案への対応システムの構築について

今後は改正された防止法や児福法に基づいた児童虐待への対応システムを構築していくことが重要な課題

であるといえます。児童虐待事案への対応は、府民の皆さまからの通告や相談が福祉事務所（市町村）や子ども家庭センターに寄せられることで始まります。児童虐待事案への対応は、子ども家庭センターが大きな役割を担っておりますが、今回の法律改正の趣旨をふまえ、市町村との連携・協働のもとに、児童虐待の予防、早期発見、迅速かつ適切な対応、さらには自立支援等、子どもと家庭の支援体制の整備を図ることが喫緊の課題であるといえます（資料5）。

#### 5 おわりに

大阪府では、厚生労働省が11月を児童虐待防止推進月間としたことを受け、7月と11月の2回にわたり街頭啓発キャンペーンを行い、府民の皆さまに児童虐待防止を呼びかけさせていただきました。子ども家庭センターの機能強化や市町村に対する支援、府民への啓発活動など、様々な方策により引き続き地域における児童虐待防止対策の充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

資料  
③  
④

### 児童虐待の防止等に関する法律の改正ポイント

- 1 児童虐待の定義の拡大
  - ① 保護者以外の同居人による虐待と同様の行為を保護者が放置することをネグレクトの一類型として含める
  - ② 児童の目の前でされるドメスティックバイオレンス等、児童への被害が間接的なものについても、児童虐待に含まれることとする
- 2 国及び地方公共団体の責務の改正
  - ① 児童虐待の予防及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立支援まで、国及び地方公共団体に責務があることを明記する
  - ② 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するよう、関係者への研修等の必要な措置を講じ、ならびに児童のケアや保護者への指導・支援等の調査研究・検証を行う
- 3 児童虐待の通告義務の拡大
  - ① 児童虐待を受けた児童等に対する支援
  - ② 児童虐待を受けた児童等に対する支援
- 4 警察署長に対する援助要請等
  - ① 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全確認、安全確保のため、必要に応じて適切に、警察署長に対して援助を要請しなければならない。また、援助を求められた警察署長は必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に必要な措置を講じさせるよう努めなければならない
- 5 面会・通信制限規定の整備
  - ① 保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合についても、児童の面会・通信を制限できることを意図した規定を整備する
- 6 児童虐待を受けた児童等に対する支援
  - ① 児童虐待を受けた児童等に対する支援

#### 児童福祉法の改正ポイント（児童虐待防止関係）

- 1 児童相談体制の充実（二〇〇五平成17年4月1日施行、③は二〇〇六平成18年4月1日施行）
  - ① 児童相談に関する市町村の役割の明確化、ならびに児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化
  - ② 地方公共団体に要保護児童に関する情報交換等を行うための協議会を設置できるものとし、協議会参加者の守秘義務を設ける。支援内容を二元的に把握する機能を設定する等、運営に関し必要な規定の整備
  - ③ 政令で定める市の児童相談所を設置できることとする
- 2 児童福祉施設、里親等の見直し（①は二〇〇四平成16年12月3日施行、②および③は二〇〇五平成17年1月1日施行）
  - ① 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し
  - ② 受託児童の監視、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化
  - ③ 退所した児童に対する相談その他の援助を児童福祉施設等の業務として位置づける
- 3 要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し（二〇〇五平成17年4月1日施行）
  - ① 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設入所措置について有期限化すること
  - ② 児童の保護者に対する児童相談所の指導措置に家庭裁判所が関与する仕組みを導入すること
  - ③ 児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大すること

